

教育委員を任命しました

総務係/6階
☎(3228)8811 FAX(3228)5647

区長は区議会の同意を得て、教育委員に、3月28日付で岡本淳之氏、4月11日付で高野治人氏を任命しました。任期は、岡本氏が令和11年3月27日まで、高野氏が同11年4月10日までです。

岡本淳之氏

昭和50年生まれ。(株)教育開発研究所月刊「教職研修」編集長。再任

高野治人氏

昭和46年生まれ。たかのクリニック院長。(一社)中野区医師会理事

6/22(日)は投票日

東京都議会議員選挙 立候補予定者説明会

区選挙管理委員会/8階
☎(3228)5541 FAX(3228)5687

6月22日(日)に行う東京都議会議員選挙(中野区選挙区)に立候補を予定している方が対象。

対象の方は、必ず事前に区選挙管理委員会へ電話してください。

☆立候補予定者1人につき2人まで。代理人でも可

内容 立候補届け出の手続き、選挙運動などの説明

日時 5月10日(土)午前10時から

会場 区役所7階会議室

明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」▶



子育て家庭と区長の タウンミーティング

子育て
カフェ

広聴係/4階
☎(3228)5552 FAX(3228)5476

テーマ 子育て家庭にとって住みやすいまち

対象 区内で子育て中の保護者とお子さん

☆保護者のみの参加も可。一時保育あり

日時 5月21日(水)午前10時30分~11時30分

会場 療育センターゆめなりあ(弥生町5-5-2)

☆当日直接会場へ。☎希望の方は、5月9日までにファクスで、広聴係へ。☑住所、氏名とふりがな、ファクス番号、☎希望の旨

災害時の断水に 備えましょう

大規模な地震が発生した際、区の想定断水率は最大で約17%です。各家庭で、一人当たり1日3Lの飲料水を3日~7日分備蓄しましょう。

覚えておこう 災害時給水ステーション

地域防災係/8階
☎(3228)8930
FAX(3228)5647



▲このマークが
目印です

断水した際、区内では次の場所で水をお配りします。水を入れる清潔な容器(ポリタンクなど)を持参してください。

場所 弥生公園(弥生町5-4)、江古田の森公園(江古田3-14)、みずのとう公園(江古田1-3)

☆都内に200か所以上設置。災害時の開設状況などについて詳しくは、都水道局アプリまたは都水道局☎でご覧になれます



▲アプリの
ダウンロードは
こちらから

ご協力ありがとうございました 能登半島大雨災害義援金

総務係/6階
☎(3228)8811 FAX(3228)5647

3月14日までにみなさんからお預かりした総額は311,483円となりました。義援金は、日本赤十字社へ送金しました。

温かいご支援、誠にありがとうございました。

お知らせ

傍聴を

☆日程・会場は、変わることがあります

5月の教育委員会定例会

教育委員会係/7階
☎(3228)5734 FAX(3228)5679

①2日 ②16日 ③23日 ④30日

いずれも金曜日、午前10時から

①②③=区役所7階教育委員会室

④=第五中学校(上高田4-28-1)

☆当日直接会場へ

中野区地域包括支援センター 運営協議会

在宅療養推進係/3階
☎(3228)5785 FAX(3228)5620

5月29日(木)午後6時30分から

区役所7階会議室

☆事前申込制。5月8日~22日に電話で、

在宅療養推進係へ。先着5人

「災害時個別避難計画」を 作りませんか

地域支えあい活動支援係/4階
☎(3228)5582 FAX(3228)5620

区は、災害時に一人では避難が難しい方(要支援者)の安否確認や避難支援を円滑にするため、計画書の作成を進めています。

次の対象の方で、この計画書の作成を希望する方は、地域支えあい活動支援係へ問い合わせを。

対象 次の①~④のいずれかに該当する方

①要介護・要支援の認定を受けている

②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかの交付を受けている

③障害者総合支援法の障害支援区分1~6の認定を受けている

④70歳以上の単身者、75歳以上の高齢者のみの世帯

☆避難時に必要な情報等を支援者(必要に応じて避難を手助けする人)と共有します。妊婦の方など、避難に特段の配慮が必要な方は相談を

「チャレンジ基金助成」申請事業 公開プレゼンテーション

公益活動推進係/4階
☎(3228)3251 FAX(3228)5620

助成を希望する区民団体が、その可否を審査する区民公益活動推進協議会に、事業内容などを説明します。参加団体などについて詳しくは、区☎をご覧ください。

日時 5月25日(日)午後1時から

会場 区役所1階 ☆当日直接会場へ

基金への寄付にご協力を

この助成事業は、みなさんからの寄付を区民公益活動推進基金に積み立てて財源としています。

申込 電子申請か、区☎または区役所4階窓口で配布する申込用紙に記入し、

☑ koeki@city.tokyo-nakano.lg.jp、

郵送または直接、公益活動推進係へ



令和7年度の国民健康保険料率等が決まりました

資格賦課係/2階
☎(3228)5511
FAX(3228)5456

令和7年度の国民健康保険料は、次のとおり算定し、6月に各世帯へ決定通知を郵送します。支払いは、6月~来年3月の計10回です。

保険料算定の仕組み

国民健康保険料には①基礎分②支援分③介護分(40歳~64歳の方)の3区分があり、それぞれの「均等割額」「所得割額」を算出します。これらの合計額が世帯の年間保険料です。

39歳以下の方、65歳~74歳の方=①②の合計額

☆未就学児の①②の均等割額は半額

40歳~64歳の方=①②③の合計額

令和7年度国民健康保険料(年額)の算定式

	均等割額 ☆加入者全員に 一律に掛かります	所得割額 ☆加入者の前年中の所 得に応じて掛かります	1世帯 最高限度額
①基礎分	45,600円/ 1人	旧ただし書き所得(※) ×7.92%	66万円
②支援分	16,200円/ 1人	旧ただし書き所得(※) ×2.87%	26万円
③介護分	17,400円/ 1人	旧ただし書き所得(※) ×2.20%	17万円

※旧ただし書き所得=総所得金額等-基礎控除43万円